その他の自転車関連の改正

自転車追抜き時の安全を確保するための規定が新設！

★自動車等（自動車、一般原動機付自転車）が自転車等（自転車、特定小型原動機付自転車など）を追抜く際に十分な間隔がない場合…

●自転車等は…できる限り道路の左側端に寄って通行しなければなりません。
- ■罰　則　5万円以下の罰金
- ■反則金　5,000円（被側方通過車義務違反）

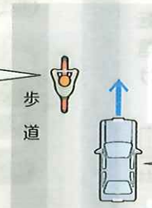

●自動車等は…間隔に応じた安全な速度で進行しなければなりません。
- ■罰　則　3月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金
- ■違反点　2点
- ■反則金　大型・中型・準中型9,000円　普通7,000円　二輪6,000円　小特・一般原付5,000円

■自転車の主な反則行為と反則金の額

反則行為	反則金の額
携帯電話使用等（保持）	12,000 円
遮断踏切立入り	7,000 円
信号無視（赤色等） 通行区分違反 踏切不停止等 交差点安全進行義務違反 横断歩行者等妨害等 安全運転義務違反	6,000 円
信号無視（点滅） 通行禁止違反 歩行者等側方安全通過義務違反 急ブレーキ禁止違反	5,000 円

反則行為	反則金の額
指定場所一時不停止等 幼児等通行妨害 被側方通過車義務違反 通行帯違反 道路外出右左折合図車妨害 進路変更禁止違反 乗合自動車発進妨害 割込み等 交差点右左折等合図車妨害 交差点等進入禁止違反 無灯火 軽車両整備不良	5,000 円

反則行為	反則金の額
自転車制動装置不良 泥はね運転 公安委員会遵守事項違反	5,000 円
歩道徐行等義務違反 路側帯進行方法違反 並進禁止違反 道路外出右左折方法違反 交差点右左折方法違反 軽車両乗車積載制限違反 自転車道通行義務違反 警音器使用制限違反	3,000 円

歩道通行のルールを再確認しましょう！

①「歩道通行可」の標識・標示がある場合や、車道通行が危険な場合などは、歩道を通行できる

「歩道通行可」を示す標識（左）と道路標示（右）

★自転車は車道通行が原則ですが、以下の場合は歩道を通行することができます。

①「歩道通行可」を示す標識や道路標示がある場合

②13歳未満の子どもや70歳以上の人、体の不自由な人が運転する場合

③車道で道路工事をしている、車道の幅が狭く車が多いなど、車道通行が危険な場合

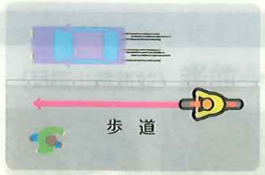

通行指定部分なし

②歩道では車道寄りを徐行し、歩行者を優先

★歩道では、以下のことを守らなければなりません。

①歩道の中央から車道寄りの部分を通行する。

②自転車が通行するべき部分が道路標示で示されているときは、その部分（通行指定部分）を通行する。

③すぐに止まれるような速度で進行（徐行）し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならなくなったりするようなときは一時停止する。

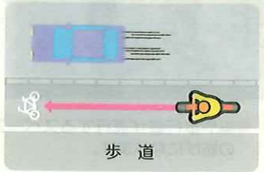

通行指定部分あり

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

●このチラシの掲載内容の無断転載・無断複製を禁じます。（インターネット上の掲載を含む）

©刊国社036202SG1858

道路交通法一部改正

令和8年4月1日から

自転車の違反に反則金！

16歳以上の人が取締りの対象！

●自転車の交通違反にも**交通反則通告制度（反則金制度）**が適用！

●規定の違反行為（反則行為）に対し、**交通反則切符（青切符）**による取締り！

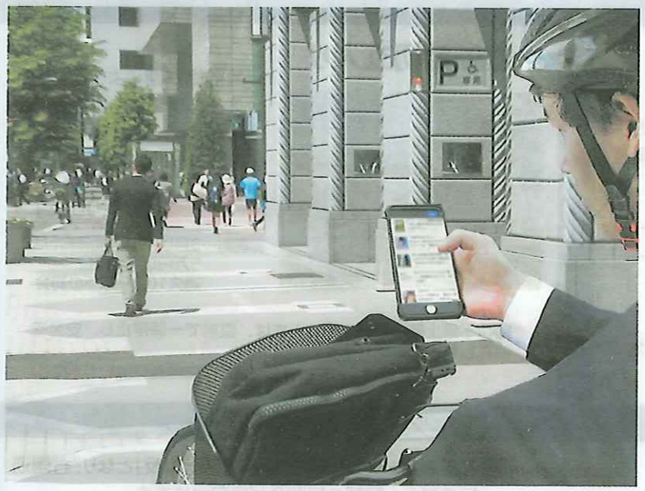

◇交通反則通告制度（反則金制度）とは…

比較的軽微な交通違反に交通反則切符（青切符）を交付し、違反者が反則金を納付すれば刑事罰を科さない制度です。法改正により、自転車をはじめとする軽車両の違反にも適用されることとなりました。

交通ルールを守って、安全通行に努めましょう！

今金町交通安全運動推進委員会

悪質・危険な行為が 違反の取締り対象に！

対象となる違反行為は75種類…
（違反の根拠規定となる道路交通法の条項の数は113）

★青切符の対象となる違反行為（反則行為）は信号無視や通行区分違反（右側通行など）、指定場所一時不停止等など75種類で、実際には、以下のような悪質・危険な行為が取締り対象となり、青切符が交付されます。

- ◆「携帯電話使用等（保持）」や「遮断踏切立入り」、「自転車制動装置不良」など、重大な事故につながるおそれが高い違反をしたとき
- ◆違反により、歩行者を立ち止まらせたり、他車の急ブレーキや急な進路変更といった回避措置を引き起こしたりしたとき
- ◆違反を同時に2つ以上行い、事故の危険が高まっているとき
- ◆違反であることについて指導警告されているのに、あえて違反を行ったとき

※参考：警察庁「自転車を安全・安心に利用するために」（自転車ルールブック）

飲酒運転などには赤切符が交付…

★飲酒運転（酒酔い、酒気帯び）や妨害運転、スマートフォンの使用で交通の危険を生じさせた場合など20数種類の特に悪質・危険な違反行為（非反則行為*）には、刑事手続きに入る交通切符（赤切符）が交付されます。

■自転車の交通違反取締りの流れ（改正後）

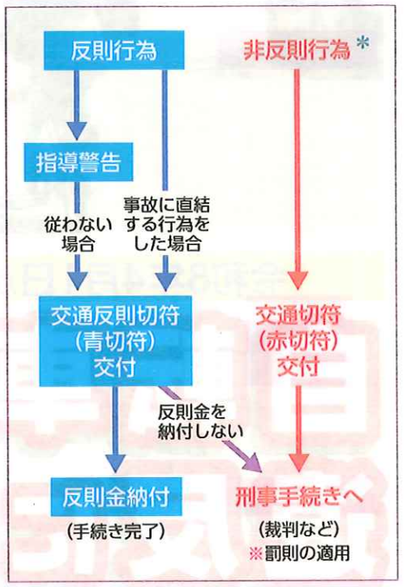

こんな違反行為が青切符の対象です！（反則行為の例）

※裏表紙の表もご覧ください。

ながらスマホ〈携帯電話使用等（保持）〉

★運転中、スマートフォンなどを手に持って、通話したり画面を見続けたりしてはなりません。

反則金 12,000円

■罰則…6月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金

●片手運転をすることになり、周りに注意も向かなくなるので非常に危険です。

遮断踏切立入り

★遮断機が閉じようとしているときや閉じている間、警報機が鳴っている間は、踏切に入ってはなりません。

反則金 7,000円

■罰則…3月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金、過失10万円以下の罰金

◆踏切不停止等…踏切を通るときは、直前で一時停止し、安全を確認しなければなりません。

（反則金は6,000円、罰則は「遮断踏切立入り」と同じ）

右側通行〈通行区分違反〉

★自転車は、自動車と同じ左側通行です。歩道がある道路では車道の左端、歩道がない道路では道路の左端に寄って通行しなければなりません。

反則金 6,000円

■罰則…3月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金

●右側通行（逆走）をすると、車やほかの自転車などと正面衝突する危険性が高くなります。

★以下の行為をした場合も「通行区分違反」となり、右側通行の場合と同額の反則金が適用されます。

◆「通行可」を示す標識等がない歩道を通行（裏表紙❶参照）

◆道路右側の路側帯、歩行者用路側帯を通行

信号無視（赤色等）

★「車両用信号機」の信号に従うのが原則ですが、「歩行者・自転車専用信号機」がある場合はその信号に従い、「歩行者用信号機」がある横断歩道を通行する場合はその信号に従わなければなりません。

反則金 6,000円

■罰則…3月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金、過失10万円以下の罰金

※点滅信号を無視した場合の反則金は5,000円、罰則は「赤色等」と同じ。

一時不停止〈指定場所一時不停止等〉

★「止まれ」の標識がある交差点では、必ず一時停止して、安全を確かめてから通行しなければなりません。

反則金 5,000円

■罰則…3月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金、過失10万円以下の罰金

●特に住宅地域の交通量が少ない無信号交差点では、車と自転車が出会い頭に衝突する事故が多発しています。

無灯火

★夜間は必ずライトを点灯して通行しなければなりません。

反則金 5,000円

■罰則…5万円以下の罰金、過失同じ

●無灯火で通行していると、車のドライバーや歩行者から見えにくく、事故を招く危険性が高くなります。

傘差し運転〈公安委員会遵守事項違反〉

★視野を妨げたり、走行が不安定になったりするおそれのある方法で運転してはなりません。

反則金 5,000円

■罰則…5万円以下の罰金

●物を担いだり、手に持ったりして運転することも、走行が不安定になりやすい危険な行為です。

運転中のヘッドホン・イヤホンの使用〈公安委員会遵守事項違反〉

★安全な運転に必要な周囲の音や声が聞こえないような状態で運転してはなりません。

反則金 5,000円

■罰則…5万円以下の罰金

●車の走行音やクラクション、緊急自動車のサイレン、歩行者の声などが聞こえなくなるおそれがあります。

歩道徐行等義務違反

★歩道を通行できる場合でも、決められた部分を徐行するなど、歩行者を優先させなければなりません。（裏表紙❷参照）

反則金 3,000円

■罰則…2万円以下の罰金または科料

◆路側帯進行方法違反…路側帯を通行するときは、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければなりません。

（反則金、罰則は「歩道徐行等義務違反」と同じ）

並進〈並進禁止違反〉

★自転車は、ほかの自転車と横に並んで走ることはできません。

反則金 3,000円

■罰則…2万円以下の罰金または科料

●車や歩行者が通行するスペースが狭くなり、他車（者）の通行の妨げになります。

二人乗り〈軽車両乗車積載制限違反〉

★都道府県公安委員会が定める乗車制限を超えて乗車をさせ、自転車を運転してはなりません。

反則金 3,000円

■罰則…2万円以下の罰金または科料

●荷台などに人を乗せて運転すると、バランスを崩して転倒したり、ふらついて進路を乱したりする危険があります。

自転車制動装置不良〈ブレーキのない自転車の運転など〉

反則金 5,000円　■罰則…5万円以下の罰金、過失同じ